

3那監第1685号  
令和4年2月24日

那珂川市長 武末茂喜様  
那珂川市議会議長 高原隆則様  
那珂川市農業委員会会長 池田臣昭様

那珂川市監査委員 和志武 三樹男  
那珂川市監査委員 上野 彰

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

財務監査（定期監査）

##### 2 監査の対象

都市整備部

建設課 産業課 都市計画課 地域づくり課 下水道課

農業委員会事務局

##### 3 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務に関する事務の執行状況

##### 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

## 5 監査実施日

令和4年1月13日(木) 建設課 産業課 下水道課

令和4年1月14日(金) 都市計画課 地域づくり課 農業委員会事務局

## 6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部、改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項に基づき、当該措置の内容を通知すること。

### 1 土地賃貸借契約書（水路）について（下水道課）

本契約は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの長期継続契約である。

後年度における予算の裏づけがない長期継続契約については、「翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合、当該契約は解除する」旨の解除条項を附する必要があるが、その条項が欠如している。

契約自体は有効ではあるが、市の契約事務としては不適切であるので、契約内容変更等の適切な措置を講じられたい。